

平成 10 年
(1998)

医療施設（動態）調査・病院報告の概況

目 次

調査の概要	ページ
1 医療施設調査	1
2 病院報告	1
3 利用上の注意	2
結果の概要	
1 施設数・病床数	3
(1) 施設の種類別にみた施設数	
(2) 病床の種類別にみた病床数	
(3) 開設者別にみた施設数	
(4) 開設者別にみた病床数	
(5) 病床の規模別にみた施設数	
(6) 病床の規模別にみた施設数の動態状況	
(7) 病床規模の変更状況	
(8) 都道府県別にみた人口 10 万対一般病床数	
(9) 診療科目別にみた施設数	
2 病院の患者数	13
(1) 1 日平均患者数	
(2) 都道府県別にみた人口 10 万対 1 日平均患者数	
(3) 病院の外来／入院比	
3 病院の病床利用率	16
(1) 病床の種類別及び病床規模別にみた病床利用率	
4 病院の平均在院日数	17
(1) 病床の種類別及び病床規模別にみた平均在院日数	
(2) 都道府県別にみた一般病床の平均在院日数	
(3) 病床の種類別にみた平均在院日数の年次推移	
5 療養型病床群	19
(1) 療養型病床群の施設数・病床数	
(2) 都道府県別にみた 65 歳以上人口 10 万対療養型病床群の病床数	
(3) 療養型病床群の患者数	
6 従事者の状況	21
(1) 職種別にみた病院の従事者数	
(2) 職種別にみた病院の 100 床当たり従事者数	
統計表	26
用語の説明	45

厚生省大臣官房系充言十青幸及音込

保健社会統計課保健統計室

電話 03(3503)1711

医療施設調査担当 健康政策統計第 1 係 (内 4237)

病院報告担当 健康政策統計第 2 係 (内 4238)

厚生省ホームページ (URL) <http://www.mhw.go.jp/>

調査の概要

1 医療施設調査

(1) 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の経緯

この調査は、昭和 23 年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身としており、昭和 28 年に統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づき医療施設調査規則（昭和 28 年厚生省令第 25 号）を定め、指定統計（第 65 号）となった。

昭和 47 年までは毎年調査していたが、昭和 48 年に医療施設調査規則の改正を行い、全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査」という。）を昭和 50 年から 3 年ごとに実施し、直近の調査は平成 8 年 10 月 1 日に実施した。

その中間年にについては医療施設から提出される開設・廃止等の届出の受理・処分に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査」という。）を実施することとし、現在に至っている。

なお、昭和 56 年までは 12 月末現在で調査していたが、昭和 59 年からは 10 月 1 日現在に変更して調査している。

(3) 調査の種類及び期間

動態調査は、静態調査の結果に医療施設の開設、廃止等の状況を順次加減し、医療施設の状況を把握するものであり、平成 9 年 10 月 1 日から 1 年間の調査である。

(4) 調査の対象

動態調査は、医療法に基づき、開設・廃止等のあった医療施設。

医療施設には、往診のみの診療所、沖縄県における介輔診療所を含むが、助産所、老人保健施設、保健所は除く。

(5) 調査の事項

施設名、施設の所在地、開設者、許可病床数、その他関連する事項

(6) 調査の方法及び系統

動態調査は、開設・廃止等の届出の受理・処分について、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が医療施設動態調査票を作成し、厚生大臣に提出する。

厚生省 ————— 都道府県 病院・診療所

保健所設置市・特別区 診療所

(7) 結果の集計

厚生省大臣官房統計情報部において行った。

2 病院報告

(1) 報告の目的

全国の病院、療養型病床群を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 報告の経緯

この報告の前身は、昭和 20 年 10 月に発足した「病院週報」であるが、昭和 23 年 6 月に週報から月報に改めるとともに、同年 11 月に医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）を定め、報告の根拠を明確にし昭和 24 年より医療法に基づく報告とした。

昭和 29 年には医療法施行規則の改正により名称を「病院報告」に改め、統計法及び統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）に基づく承認統計調査とし、更に昭和 48 年からは医療法施行規則の改正により従事者票を追加し、平成 10 年からは療養型病床群を有する診療所からも報告を求めるうこととなった。

(3) 報告の種類、期間及び期日

患者票（毎月報告） 平成 10 年 1 月 1 日～12 月 31 日

従事者票（病院のみ 年 1 回報告） 平成 10 年 10 月 1 日

(4) 報告の対象

全国の病院、療養型病床群を有する診療所

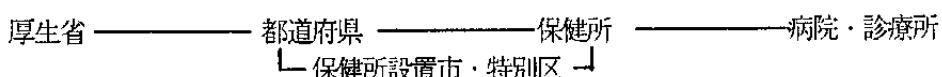
(5) 報告の事項

患者票 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等

従事者票 医師・歯科医師・薬剤師・看護婦（士）等の数

(6) 報告の方法及び系統

病院・診療所の管理者が患者票・従事者票を作成し、厚生大臣に提出する。



(7) 結果の集計

厚生省大臣官房統計情報部において行った。

3 利用上の注意

- (1) 「地域医療支援病院」及び一般診療所の「療養型病床群」は、平成 10 年 4 月 1 日に新設された。
- (2) 「総合病院」は、平成 10 年 4 月 1 日に廃止された。
- (3) 「伝染病床」は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が平成 11 年 4 月から施行され、「感染症病床」と改められた。
- (4) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目がありえない場合	・
比率が微少（0.05 未満）の場合	0.0
減少率又は減少率を意味する場合	△

- (5) この概況に掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (6) この概況で人口 10 万対比率算出のために用いた人口は、総務省統計局発表「平成 10 年 10 月 1 日現在推計人口」（総人口 126,486 千人）である。